公務員の地方議員兼職を可能に（「ふるさと選挙」制度の補足提案）

特区ビジネスコンサルティング

提案の内容

別途提案している「ふるさと選挙」を補完して、国家公務員や他の自治体の地方公務員も、議員兼業ができるようにすることを提案する。

実施予定地域

未定（調整中）。

実現による経済社会的効果

「平日は都会で働き、週末はふるさとで議会活動」という新たなスタイルを実現することの経済社会的効果は、別途説明のとおり。

この実現には、平日の勤め先の企業などの了解が得られるかどうかが鍵となる。

そこで、勤め先としての国や自治体が率先して、こうした活動を容認することで、社会全体に広がることが期待できる。

規制特例の必要性

特区内に限り、国家公務員や他の自治体の公務員が議員兼業できるよう**特例**を設ける。

公職選挙法第89条

国家公務員や地方公務員は、在職中、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長に立候補することができない。